



2021年5月20日

各 位

会 社 名： 株式会社エイジア

(コード番号：2352 東証第1部)

本社所在地： 東京都品川区西五反田七丁目20番9号

代表者名： 代表取締役社長 美濃 和男

問合せ先 経営企画室長 藤田 雅志

電話番号 (03) 6672-6788 (代表)

譲渡制限付株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2021年6月25日開催予定の第26回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の理由

当社は、2018年6月28日開催の第23回定時株主総会において、第2号議案「取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件」としてご承認いただき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

今般、対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図る貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度改定の概要

本制度により対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、2年間から5年間までの間で取締役会が定める期間と設定しておりましたが、譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの期間に改定することといたします。対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

このほか、過去1年間の当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内から年20,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合が行われたときは、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）に引き下げるとともに、本制度に基づき交付する株式の総額を年額30百万円以内から年額35百万円以内に増額いたします。なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではございません。

以 上